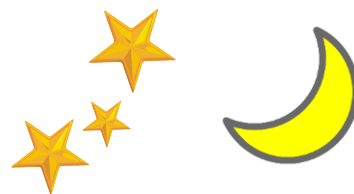


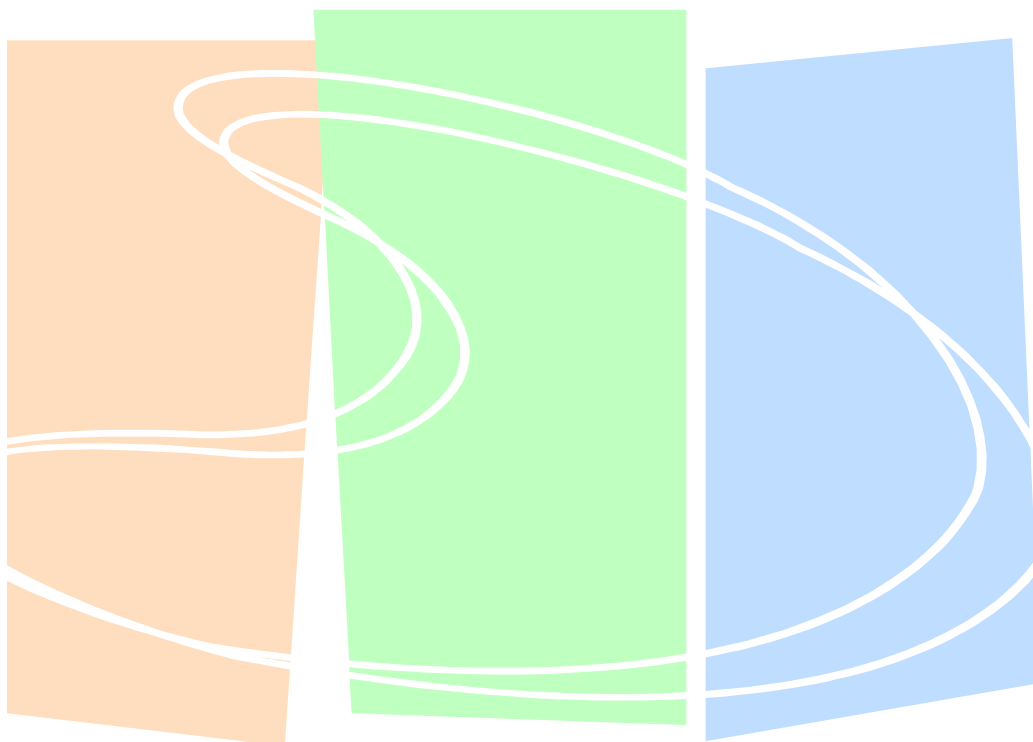
住みたい 住んでよかった

ともにつくる

“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち



## 第2期 転入促進アクションプログラム



平成30年4月

熊取町



## 目 次

1. これまでの取組みと経過 .....	2
2. アクションプログラムの位置づけ .....	2
3. 成果と課題 .....	3
4. 行動計画.....	3～6
4-1. 計画期間 .....	3
4-2. 目標設定 .....	3
4-3. アクション項目 .....	4～6

## 1. これまでの取組みと経過

本町では、これまで充実した子育て・教育施策を展開し、これらを本町の強みとして定住魅力あふれるまちづくりを進めてきたところであり、その土台のうえに「子育てしやすい、教育のまち 熊取」としての“熊取ブランド”を構築し、平成25年度から平成27年度の3年間においては、新築住宅の固定資産税課税免除をはじめとした7つのインセンティブによる転入定住促進策を図ってきた。

7つのインセンティブ終了後の平成28年度以降においても、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策について、町内学生とともに作成したPR動画や情報誌「熊取ものがたり」等を活用し、子育て世代を中心とした若年世代に対して効果的にプロモーションすることにより、転入定住促進につなげてきた。

## 2. アクションプログラムの位置づけ

転入促進アクションプログラム（平成24年12月策定。以下「第1期プログラム」という。）は、同年3月策定の「転入促進基本方針」を具現化するための行動計画として、平成24年度から平成29年度の6年間を計画期間と設定のうえ、策定された。

第2期転入促進アクションプログラム（以下「第2期プログラム」という。）は、第1期プログラムと同様に、平成30年度以降における転入促進策の具体的な実施内容等を示すものとして策定し、平成27年10月に策定した「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び熊取町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を達成させるための行動計画のひとつとして位置づける。

なお、「転入促進基本方針」は、「総合戦略」及び「人口ビジョン」と趣旨・方向性が同じものであることから、これに置き換えるものとする。

また、転入・定住促進効果が期待できる新たな施策については、引き続き検討するとともに、機動性のある対応が可能となるよう、必要に応じて第2期プログラムのアクション項目に適宜追加するなど、柔軟に対応する。

### 3. 成果と課題

第1期プログラムに基づき実施してきた転入定住促進策のターゲットは、生産年齢人口（※）であり、とりわけ、子育て世代と想定される25歳から39歳の若年層をメインターゲットとして、取り組んできた。結果として、成果指標である「社会増減数」は大阪府内15位前後、近隣5市3町では特殊要因のある田尻町に次いで2～3番目を堅持していることなど、一定の成果が確認されている。

しかしながら、「社会増減数」自体は、平成25年度以降減少が続いており、0歳から19歳の数値が転入超過であるのに対し、20歳から29歳の数値が転出超過となっている。これまでの子育て世代と想定する若年層（25歳～39歳）を対象とした取組みに加えて、就職期層（20歳～24歳）に対しても、転入を促進させることが必要である。

加えて、引き続き、地域に真剣になり、まちに愛着を持って、地域の魅力について語ってもらえるような参画意欲の高い住民を増やすことで、総人口が減少する中においても、町全体で地域を盛り上げていけるような基盤を構築していくことも重要な視点である。

※生産年齢人口…年齢別人口のうち、15歳以上65歳未満の人口

### 4. 行動計画

#### 4-1. 計画期間

▶第2期プログラムの計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間を目途とする。

#### 4-2. 目標設定

第1期プログラムにおける目標は『20歳代後半から30歳代の若年世代の生産年齢人口を増やし、生産年齢人口割合の減少を鈍化させること』であり、“20歳代後半から30歳代の若年世代”をメインターゲットとして取り組んできたものであるが、第2期プログラムにおいては、転出超過が顕著である“20歳から24歳までの就職期層”もメインターゲットに加えて取り組むこととし、結果として、第2期プログラムでは『20歳から30歳代の若年世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口割合の減少を鈍化させること』を第1の目標とする。

また、本町の人口動態の現状を踏まえ、これまで積み上げてきた充実した子育て・教育施策や住環境、自然環境など本町の強みを引き続きPRすることで、転出の抑制、転入者の増加による『社会増減数の増加』を第2の目標とする。

### 4-3. アクション項目

#### ★ 期間限定で取り組む施策

短期集中型で、平成30年度から平成32年度までの3年間に限定して取り組むもの。  
主として、転入を促進するための施策ではあるが、転入者に限定せずに取り組むものを含む。

- ・社宅誘致支援
- ・3世代近居等支援

#### ■アクション項目一覧

	施策名	実施期間
1	社宅誘致支援	平成30年度～32年度
2	3世代近居等支援	平成30年1月2日から平成33年1月1日 (課税年度は、平成31年度～35年度)

## ■アクション項目1： 社宅誘致支援

### 【目的】

町内への社宅設置に係る費用を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、特に就職期層（20～24歳）を中心とした若年世代の転入を促す。

### 【概要】

町内に従業員の居住を目的とした住居を新たに所有又は賃借した法人に対して、その費用の一部を以下のとおり補助する（各補助対象者毎に1回限り）。

### 【取組内容】

#### ○補助対象者の要件

- ① 法人格を有する団体であること（国、地方自治体及びその関係機関を除く）
- ② 国税、及び、事業所等が所在する地方自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと
- ③ その他、別途定める欠格事項に該当しないこと（民事再生法、会社更生法、破産法、破壊活動防止法、暴力団排除条例、入札参加資格停止要綱などに関する事項）

#### ○社宅等の要件

- ① 補助対象者が対象期間（1月～12月末（初年：4月～12月末））において新たに所有又は賃借すること
- ② 3戸以上の社宅等を確保すること
- ③ 住民税の特別徴収義務者となる従業員が、当該社宅に住民税の基準日である1月1日において住民登録し、かつ、居住していること

#### ○対象経費

##### ＜所有の場合＞

施設の維持管理に要する費用（電気・ガス・水道料金、管理に要する費用等）  
※資産取得に要する費用、租税公課は除く

##### ＜賃借の場合＞

賃借に要する費用（家賃、共益費等）  
※保証金は除く

##### ＜共通事項＞

入居に要する費用（引越し費用、不動産仲介手数料等）

#### ○補助金額

入居戸数1戸につき、15万円（上限）  
※ 入居戸数2戸以下は対象外  
※ 補助限度額は1法人につき300万円

### 【実施期間】

平成30年度から32年度までの3年間

### 【所管課】

政策企画課

## ■アクション項目2： 3世代近居等支援

### 【目 的】

3世代近居等の形成を支援することにより、生産年齢人口（15～64歳）の中でも、子育て世代と想定する年齢層（25～39歳）を中心とした転入定住を促す。併せて、高齢者の孤立防止や子育てしやすい環境づくりに寄与する。

### 【概 要】

親世代と町内で近居等することを条件として、新築住宅もしくは中古住宅を取得（中古住宅の取得において、贈与及び相続を除く。）した場合に、当該住宅の延べ床面積120㎡分までの固定資産税（家屋）の課税を以下のとおり免除する。

### 【取組内容】

#### ○対象住宅の要件

平成30年1月2日から平成33年1月1日までの3年間に、新築した住宅もしくは取得した中古住宅

- ・併用住宅については居住部分が1/2以上
- ・床面積が50㎡以上280㎡以下
- ・対象者の自己所有（共有可）

#### ○対象者の要件

以下の全てに該当する者

- ・3世代近居等をする子、孫又は親が、対象住宅を所有する納税義務者であること
- ・3世代近居等をする子、孫及び親が、基準日（住宅を取得した日の属する年の翌年の1月1日）において、本町の住民基本台帳に記載されていること
- ・3世代近居等をする子世帯が、中学生以下の子を扶養する世帯、もしくは、夫婦いずれもが40歳以下である世帯であること
- ・3世代近居等をする子及び孫が、課税免除の適用期間中、対象住宅に現に居住していること

#### ○課税免除額

住宅の延べ床面積120㎡分までの固定資産税（家屋）に係る課税額の1/2に当たる額

#### ○課税免除期間

取得後新たに課税される年度から3年間

### 【実施期間】

平成30年1月2日から平成33年1月1日までの3年間

（課税年度は、平成31年度～35年度）

### 【所 管 課】

税務課